

## 様式

## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等 <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	いわき市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1472538103014/index.html">http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1472538103014/index.html</a>

執行機関名 いわき市長

子どもの医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	いわき市乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年いわき市条例第60号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		いわき市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 2 法によらない事務 第1の項 いわき市乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年いわき市条例第60号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日)第1条	いわき市乳幼児医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、乳幼児の医療費の一部を保護者に助成することにより、その疾病又は負傷の治療を促進し、乳幼児の保健の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		いわき市乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年いわき市条例第60号)